

## 国際関連情報 IFRS 財団及び IASB 情報

# IFRS 財団の評議員会による意見募集 「体制とその有効性に関する評議員会 のレビュー：レビューにあたっての 論点」の概要

ASBJ 専門研究員 まき やすひろ  
榎 康弘

## 1. はじめに

2015年7月7日、国際会計基準審議会 (IASB) の監督機関である IFRS 財団の評議員会 (以下「評議員会」という。) は、意見募集「体制とその有効性に関する評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」(以下「本意見募集文書」という。) を公表した。本意見募集文書は、IFRS 財団の体制と有効性をさらに高めるための提案について、一般のコメントを求めるものであり、コメント期限は2015年11月30日とされている。

以下では、本意見募集文書の概要を紹介するが、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

## 2. 背景

### (1) 評議員会によるレビュー

IFRS 財団の定款 (第17条(c)及び(d)) では、評議員会がその説明責任を果たすために、IFRS 財団の全体の体制及びその有効性について5年ごとに見直し (レビュー) を行うことが求められている。本意見募集文書は、この要求に応えるために公表されたものであり、過去には、次のようなレビューが行われてきた。

- 2005年6月に完了した「定款レビュー」
- 2007年に実施された「戦略レビュー」
- 2つの部分に分けて実施され、2009年1月と2010年1月にそれぞれ完了した第2回「定款レビュー」
- 2012年2月に完了した第2回「戦略レビュー」<sup>1</sup>

### (2) 今回のレビューの位置づけ

評議員会は、上述の第2回「戦略レビュー」

1 評議員会による第2回「戦略レビュー」と並行して、IFRS 財団のガバナンスについて、モニタリング・ボードによるレビューも行われた。第2回「戦略レビュー」報告書と同じ2012年2月に、その「IFRS 財団のガバナンスの最終報告書」が公表されている。

の報告書や2015年4月に公表されたミッション・ステートメントを踏まえ、今回検討の対象としている2015年から2017年における戦略に関して、IFRS財団のミッションを支える主要な戦略目標として、次の4つを示している。

- 基準の単一のセットの開発
- IFRSのグローバルなアドプション
- 適用及び導入の首尾一貫性
- 組織としてのIFRS財団

評議員会は、上記4つの主要な戦略目標に焦点を当ててレビューを実施することを踏まえ、今回のレビューを従来のように「定款レビュー」と呼ばず、「体制とその有効性に関するレビュー」としている。以下では、4つの主要な戦略目標に沿って、本意見募集文書の概要を紹介する。

### 3. 主要な戦略目標1：基準の単一のセットの開発

評議員会は、「公益に資するよう、明確に記述された原則に基づく、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められる財務報告基準の単一のセットを開発すること」を、主要な戦略目標の1つに挙げている。本意見募集文書においては、この戦略目標に関連して、IFRSの有用性を維持する観点から、次の3つの領域についての見解を求めている。

- (1) 対象とする企業の種類又は報告の種類のおのづれかへのIASBの業務の拡大
- (2) IFRSタクソノミに関するIFRS財団の戦略
- (3) テクノロジーの進展がIFRSの有用性に与える影響

- (1) 対象とする企業の種類又は報告の種類のおのづれかへのIASBの業務の拡大

これまでIASBは、業務の重点を、民間セク

ターの営利企業のための財務報告の基準の開発に置いてきた。第2回「戦略レビュー」の報告書において、必要となるリソース（人員等）を考慮に入れつつ、他の種類の企業や他の目的のための基準の開発について、将来、検討を行うとされていたため、本意見募集文書では、この点について検討を行っている。

公共セクター及び非営利セクターにおいて、国際的に首尾一貫した基準への需要が継続的に存在している。このうち公共セクターにおいては、既に、国際公会計基準審議会（IPSASB）が国際会計士連盟（IFAC）の後援を受けて基準設定を行っている。このため、本意見募集文書では、IASBの活動範囲に公共セクターの財務報告基準を含めるような変更の提案を行っていない。これに対し、非営利セクターについては国際的な基準設定主体がないことから、本意見募集文書では、IASBがこの分野について業務を拡大すべきかどうかについて、作業に必要なリソースへの影響等を考慮したうえでの見解を求めている。

また、より幅広い企業報告、とりわけ統合報告の領域については、評議員会は、IASBが伝統的な財務報告の外に業務を拡大するのではなく、IFRS財団とIASBが従来どおり他の組織と協力することが適切であるという提案をしている。現在、IASBの議長が国際統合報告評議会（IIRC）のメンバーとなっているほか、IASBが企業報告ダイアログ（CRD）に参加している。

- (2) IFRSタクソノミに関するIFRS財団の戦略

IASBは、企業が構造化された電子書式を使用した一般目的財務報告書を作成することを要求されている場合にIFRSが正確に表現されることを支援するため、IFRSタクソノミの開発及び維持管理を行っている。IASBは、タクソ

ノミの考慮が基準設定プロセスに影響しないようにしつつ、タクソノミの品質保証に関与しているほか、タクソノミを表現し閲覧するためのコンピュータ言語（XBRL）の開発はより適切な専門性を有する他者に委ねることとしている。本意見募集文書では、こうした IFRS 財団の戦略について見解を求めている。

また、多くの法域の規制当局が、一般目的財務報告書へのアクセスを改善するため、電子ファイリングの要求等の取組みを行っている。IFRS 財団のタクソノミ・チームは、この点に関する現状を整理するプロファイルを作成中である。本意見募集文書では、この点に関して規制当局の取組みを支援する方策について見解を求めている。

### (3) テクノロジーの進展が IFRS の有用性に与える影響

テクノロジーが急速に進展し、IASB の活動に影響を与える可能性があることから、IFRS 財団は、IFRS の有用性を維持する観点から助言を得るための専門家のネットワークの構築や、テクノロジーの変化への IASB の対応に関する調査研究を検討している。本意見募集文書では、この点に関して IASB が講ずるべき他の方策について見解を求めている。

## 4. 主要な戦略目標 2：IFRS のグローバルなアドプション

評議員会は、IFRS のグローバルなアドプションに向けた取組みを行っていくことを、主要な戦略目標の 1 つとしている。IFRS 財団は、この長期目標のためにいくつかの活動（法域プロファイルの作成プロジェクト、翻訳・アドプション・著作権チームの活動等）を進めている。評議員会は、IFRS 財団のこうした活動は適切かつ効果的であると評価しており、この戦

略目標に関連した変更は提案していない。

## 5. 主要な戦略目標 3：適用及び導入の首尾一貫性

IFRS 財団は、IFRS の利用及び厳格な適用の促進を目標の 1 つとしており、評議員会は、IFRS の首尾一貫した適用及び導入をグローバルに支援することを、2015 年から 2017 年における主要な戦略目標の 1 つとして位置づけている。第 2 回「戦略レビュー」報告書には、当該目標のために実施すべき行動が示されており、IFRS 財団は、例えば次の活動を行ってきた。

- 「デュー・プロセス・ハンドブック」に従った、明確で理解可能な強制力のある基準の開発
- 収益認識及び金融商品の減損に関連した 2 つの移行リソース・グループの設置
- 証券監督者国際機構（IOSCO）や欧州証券市場監督局（ESMA）との協力に関する「プロトコル記述書」の合意
- 「IFRS 解釈指針委員会の効率性と有効性に関するレビュー報告書」の提言に対応した IFRS 解釈指針委員会の活動範囲の増大
- 2012 年から 2016 年の期間を対象とした中期計画に沿った教育イニシアティブの活動
- 適用後レビューの実施

IFRS の首尾一貫した適用は、主に、作成者、監査人、規制当局が負うものである一方、IFRS が首尾一貫して適用されないことについて IASB はリスクを負っている。このため、本意見募集文書においては、IFRS 財団の定款やデュー・プロセス手続における制約やリソース（人員等）を考慮したうえで、IFRS の首尾一貫した適用を促進するために IFRS 財団が行うことが可能な他の事項があるか等について見解を求めている。

## 6. 主要な戦略目標 4：組織としてのIFRS財団

評議員会は、組織としてのIFRS財団の独立性、安定性及び説明責任を引き続き確保することを、主要な戦略目標の1つとしている。

本意見募集文書においては、この戦略目標に関連して、独立性と説明責任を確保するためのガバナンス構造を維持する観点から主に次の領域について見解を求めるとともに、十分な資金調達を確保する観点から、IFRS財団の資金調達モデルとその強化方法についての見解を求めている。

- (1) IFRS財団のガバナンスの3層構造
- (2) 評議員会の構成と任期
- (3) IFRS財団の体制とその有効性に関するレビューの頻度と焦点
- (4) IASB理事の総数、構成及び任期
- (5) IFRS財団の資金調達モデル

### (1) IFRS財団のガバナンスの3層構造

現在、IFRS財団のガバナンスは、モニタリング・ボード、評議員会及びIASBの3層構造となっており、前述の第2回「戦略レビュー」の報告書（及び、モニタリング・ボードの「IFRS財団のガバナンスの最終報告書」）において、この3層構造が適切であることが確認されている。このため、評議員会は、引き続き、この3層構造がIFRS財団のガバナンスの基本的要素であるとしつつ、本意見募集文書において、この3層構造の機能をどのように改善し得るかについて提案を募集している。

### (2) 評議員会の構成と任期

IFRS財団の定款（第6条）では、評議員会

の地理的分布について、世界の資本市場を幅広く反映し、国際的基盤を広範なものとするように、アジア・オセアニア地域から6名、欧州から6名、北米から6名、アフリカから1名、南米から1名、全体枠（at large）から2名（総数22名）を選任するものと定めている。

評議員会は、適切な地域バランスを維持できるようにするためにメンバー枠について柔軟性を高めるべきと考えている。このため、本意見募集文書では、評議員の総数22名を変更しないまま、「全体枠」での選任を2名から5名に増加させることが提案されており、これについて見解が求められている<sup>2</sup>。また、本意見募集文書では、評議員会の専門家としての経歴に関するバランスについての定款の定め（第7条）や任期に関する定款の定め（第8条）について変更の提案はされていないが、この点についても見解が求められている。

### (3) IFRS財団の体制とその有効性に関するレビューの頻度と焦点

評議員会は、定款に定められたIFRS財団の全体の体制及びその有効性についての定期的なレビューは重要と考えている一方、組織としての一定の安定性と継続性の観点から、当該レビューの開始を前回レビューの完了から5年後とすることを明確化すべきと考えている。本意見募集文書では、この旨を定款（第17条）に盛り込むことが提案されており、この点について見解が求められている。

### (4) IASB理事の総数、構成及び任期

IFRS財団の定款（第24条）では、2012年7月から、IASB理事の総数は16名とされている。これは、2009年の定款変更により、それ

2 明示的な言及はないものの、評議員のメンバー総数（22名）を維持しつつ全体枠を2名から5名に増員する場合、アジア・オセアニア、欧州、北米からそれぞれ6名とされている現状の地域的なメンバー枠が、それぞれ5名に減員されることが予想される。



以前の 14 名から増員されたものである。しかし、2014 年 7 月以降、IASB 理事は暫定的に 14 名で運営されている。この点、評議員会は、IASB 理事のコミュニケーションをより円滑にし、各理事による関与を増加させる等の観点から、IASB 理事の数が少ない方がより効果的なボードの運営が可能になるとしている。評議員会は、こうした理由やこれまでの経験を踏まえ、評議員会は、IASB 理事の総数を 13 名に変更することを提案しており、本意見募集文書において見解を求めている。

なお、現状、IFRS 財団の定款（第 26 条）では、IASB 理事の地理的分布について、アジア・オセアニア地域から 4 名、欧州から 4 名、北米から 4 名、アフリカから 1 名、南米から 1 名、全体枠から 2 名と定められている。評議員会は、IASB 理事の総数を 13 名に変更する場合には、アジア・オセアニア地域、欧州及び北米からそれぞれ 1 名減らすことになるとしており、本意見募集文書においてこの点について見解を求めている。評議員会は、地理的分布の見直しに関連して、IASB 理事は特定の地域の代表として選任されるわけではないこと、IASB 理事になるための主たる資質は、定款に示されているように専門的能力と実務経験であることを強調している。

また、本意見募集文書では、IASB 理事の選任について次の提案もされており、これらについての見解も求めている。

- IASB 理事の専門家としての経歴について、定款（第 27 条）では、「監査人、作成者、利用者及び学識者の直近の実務上の経験がバランスよく提供できるように」とされている。評議員会は、IASB 理事の選任に関する柔軟性を確保するために、第 27 条の定めを削除し、代わりに、「IASB は、専門的知識及び多岐にわたる国際ビジネスと市場の経験を有する人々の最善の組合せにより構成される」

という、定款の定め（第 25 条）に、「IASB の専門家としての経歴の組合せには、監査人、作成者、利用者、学識者、及び市場規制当局者（又は金融規制当局者）を含めることとする」という文言を追加することを提案している。

- IASB 理事の任期について、定款（第 31 条）では、再任時の任期が 3 年とされている。これは、直近の実務経験を有するメンバーがいなくなる懸念に対応して、2009 年の定款変更により導入された制約である。評議員会は、IASB 理事を有効的に活用することの必要性を重視して、再任時の任期を 5 年以内とすることを提案している。

#### (5) IFRS 財団の資金調達モデル

評議員会は、IFRS 財団に幅広く持続的な資金源を確保することに取り組んでいる。2006 年以降、評議員会は、GDP に比例した各国・地域からの拠出に基づく資金調達システムを確立するように努めてきたが、第 2 回「戦略レビュー」報告書においては、国際社会にもっとよく貢献し、組織としての説明責任を果たしつつ、基準設定プロセスの独立性を維持するという戦略を達成できるように、資金調達方法を拡大すべきであると提言された。

評議員会は、IFRS 財団の資金調達システムは、少なくとも 3 年から 5 年の長期にわたるもので、公的な拠出に支えられ、多様な仕組みが利用でき予算ニーズに適合できる柔軟性があり、GDP 比例のように合意された算式に基づいて国・地域間で負担され、組織としての十分な説明責任を果たすことができるものであるべきと考えている。しかし、現時点では、そのような資金調達システムは完全には達成されていない。

このため、評議員会は、過渡的なアプローチとして、3 つの柱（公的な拠出、会計事務所か

らの拠出を含む民間の拠出、及び、IFRS 財団の活動による収入)を含む資金調達システムを運営するとしており、本意見募集文書では、この点について見解を求めている。

## 7. 本意見募集文書における質問項目

本意見募集文書では、次の質問項目が提示されている。

- (1) 本意見募集文書に記述した帰結を考慮したうえで、現在の当組織の基準開発の焦点のほか(特に、民間の非営利セクター)にIASBが任務を拡大すべきかどうかについて、どのように考えるか。
- (2) IASBが本意見募集文書で説明したような協力を通じてより幅広い企業報告における進展に積極的な役割を果たすべきであるという提案に同意するか。
- (3) IFRS タクソノミについてのIFRS財団の戦略に同意するか。
- (4) 投資者及び他の利用者に対する一般目的財務報告書へのデジタル・アクセスを改善するための規制当局の取組みを、IASBがどのようにして最も適切に支援することができるか。
- (5) IFRSの有用性を維持することのできるような方法でテクノロジーの変化がIASBの思考に織り込まれるようにするために、IASBが講ずべき他の方策があるかどうかについて、何か意見又はコメントがあるか。
- (6) IFRSの首尾一貫した適用を促進するためにIFRS財団が行っている事項について、どのように考えるか。人員確保や他の制約を考慮したうえで、この領域においてIFRS財団が行うことが可能であり、かつ、行うべきであることとして、他に何かあると考えるか。
- (7) IFRS財団のガバナンスの3層構造の機能をどのように改善し得るのかについて、何か提案があるか。
- (8) 評議員会の全体としての地理的分布及びその決定方法について、どのように考えるか。「全体枠」の評議員の選任数を2名から5名に増加させる提案に同意するか。
- (9) 専門家としての経歴に関し適切なバランスを取ることに関する現在の定め方について、どのように考えるか。何らかの変更が必要と考えるか。必要と考える場合、どのようなことを提案するか、その理由は何か。
- (10) 戦略及び有効性のレビューの焦点及び頻度を本意見募集文書に記載したように変更する提案に同意するか。
- (11) IFRS財団の定款に示されているIASBのメンバー数を16名から13名に削減する提案及び地理的分布の改訂に同意するか。
- (12) IFRS財団の定款について、第27条を削除するとともに、第25条の文言(IASBメンバーの経歴に関するバランスを定めている)を修正する提案に同意するか。
- (13) IASBメンバーの再任時の任期について、IFRS財団の定款の第31条を本意見募集文書で記述したように修正する提案に同意するか。
- (14) IFRS財団の資金調達モデルについて、何かコメントがあるか。資金調達に対する制約を考慮に入れて、資金提供モデルの機能を強化し得る方法について、何か提案があるか。
- (15) IFRS財団の体制及びその有効性についての今回のレビューの一環で、評議員会が検討すべきその他の論点があるか。ある場合、どのような論点か。